

お名前

貴医院名

ご住所

電話番号

Eメールアドレス

開催地(都市名)

オンライン

インビザライン導入コース申込条件(以下、「申込条件」といいます。)および新規ドクタープログラム同意条件(以下、「本同意条件」といいます。)(申込条件と同意条件を総称して、「本条件」といいます。)は、インビザライン・ジャパン株式会社(以下、「インビザライン・ジャパン」といいます。)に対して、以下に定義する導入コースおよび新規ドクタープログラムに申し込む者(以下、申込条件においては「申込人」、本同意条件においては「インビザライン・ドクター」といいます。)が同意する条件を記載したものです。

【導入コース申込条件】

申込人は、下記に同意した上で、インビザライン・ジャパンが開催するインビザライン・システム導入コース(以下「導入コース」といいます。)に申し込みます。

1. 導入コースの概要

(1) 受講要件

ア 日本国内の歯科医師免許を有する方

イ 5年以上の歯科矯正の経験を有し、かつ、以下のいずれかの要件を満たす方

- 国内外の大学にて歯科矯正学を履修された方
- その他施設にて歯科矯正学を履修された方

(2) 受講料

ア 申込人は、インビザライン・ジャパンに対して導入コース受講料(以下「受講料」といいます。)として、198,000

円(税抜)を支払います。

イ前項の支払は、インビザライン・ジャパンが別途定める時期、方法によります。時期は、開催日前のインビザライン・ジャパンが指定する特定の期間であり、支払方法はオンラインからのクレジット・カード (AMEX/VISA/MASTER/Diners Club)による決済となります。

(3) 導入コースの内容

ア導入コースでは、インビザライン・ジャパンは、以下の内容を提供します。ただし、インビザライン・ジャパンの裁量により一部内容が変更することがございます。

【導入コースの内容】

- Part2(1日目): インビザライン・システム治療における症例選択基準から症例提出までの基礎知識を紹介します。
- Part5(2日目): インビザライン・システムに必要となるクリンチェック治療計画ソフトウェアの評価方法、および先生方の実際の症例を用いてレビューセッションを行います。

(4) 禁止行為

申込人が以下の行為の一切をすることを禁止します。違反した場合には、インビザライン・ジャパンは、申込人との今後の一切の取引をお断りする場合がございます。

- 導入コースの撮影、録音、録画等をする行為、導入コースの撮影データ、録音データ、録画データ等を第三者へ譲渡又は SNS 等へアップロード等する行為
- 導入コースの内容について SNS 等へアップロード等する行為
- 導入コースで配布した資料の複製、データ化、第三者への譲渡、SNS 等へアップロード等する行為
- その他これらに準じる行為

2. キャンセルポリシー

申込人が、一度支払った受講料については、インビザライン・ジャパンは、導入コース Part2(1日目)開催日 2 週間前までにキャンセルの申入れがあった場合のみ返金を行います。

3. その他

- 申込後、インビザライン・ジャパンの裁量で(申込人が以下の表明保証に反した場合は含まれますがこれに限られません)受講をお断りして受講料を返金することができます。
- 表明保証

申込人は、歯科医師業務に関する法令もしくは専門職規則に違反し、または何らかの刑事犯罪(交通違反を除く)につ

いて訴追を受けもしくは有罪の判決を受けたことがないことを表明保証します。

また、申込人は、自身が現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年が経過していない元暴力団員、暴力団の準構成員、暴力団関連企業、総会屋等、不良集団もしくは知的犯罪集団等、または上記に相当するその他の者(総称して「暴力団員」)ではないこと、および自身が現在または将来、以下のいずれの関係も有さないことを表明し保証します。

(i)暴力団員が経営を支配していると認められる関係

(ii)暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる関係

(iii)その他、役員または経営に実質的に関与する者と暴力団員の間、社会的に非難されるべき関係

申込人は、自らまたは第三者を利用して、以下のいずれの行為もしないものとします。

(i)暴力的手段により要求をすること

(ii)関係する法的責任を超えて不要な要求をすること

(iii)取引に関して、脅迫的行為をし、または暴力を用いること

(iv)風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害すること

(v)上記に相当するその他の行為

以上(【導入コース申込条件】)

【新規ドクタープログラムに関して】

以下に提示される割引内容は、インビザライン・ドクターへの導入コースの修了証の日付(以下、「プログラム開始日」といいます。)より有効となります。

本同意条件はプログラム開始日から起算して90日間、有効となります。(以下、「プログラム有効期間」といいます。)

プログラム有効期間内の適用対象症例(「適用対象症例」)の定義は以下のとおりです。)に対して、自動的に以下のよう割引が適用されます。・適用対象症例とは、プログラム有効期間内に1) インビザライン・システムーコンプリヘンシブパッケージ、2) インビザライン・システムーライトパッケージ、3) インビザライン・ファースト-コンプリヘンシブパッケージ、4) インビザライン・システム-コンプリヘンシブフェーズ2パッケージの4つの治療オプションのいずれかに該当するクリンチェック治療計画が承認された症例をいいます。

- プログラム有効期間内にクリンチェック治療計画が承認された適用対象症例である最初の6症例に対しては40%の割引が適用されます。
- 導入コースPart5(2日目)までに1症例目の印象等が後述のとおり「提出」され、クリンチェックレビューを受けられた場合、1症例目は上記の割引率(40%)に追加で表示価格の60%を割引いたします。なお、導入コースPart5(2日目)までに1症例目の印象等が後述のとおり「提出」されていない場合、またはクリンチェックレ

ビューを受けられていない場合は、1症例目の追加60%の割引は失効し、上記の割引率（40%）のみが適用されます。（上記の割引率は変更される可能性があります。以下同様です。）

以下に対しては、プログラム有効期間の割引が適用されず、適用対象症例および割引対象の症例数としてみなされません。

- インビザライン・システムーエクスプレス パッケージ
- 追加アライナー
- 交換アライナー
- ビベラ・リテーナー
- 割引の適用の対象となる症例として明示的に記載されていない治療オプションまたは製品
- 消費税およびその他税金
- 送料および手数料
- 大学/研究機関を通じての症例提出

尚、インビザライン・システムーエクスプレス パッケージの治療オプションは、プログラム有効期間の割引適用対象症例ではありませんが、適用対象症例の症例数としてカウントされます。

インビザライン・ドクターは、プログラム有効期間内に提出※された症例をキャンセルする場合、キャンセルされる最初の3症例までキャンセル料は発生しません。4症例目以後のキャンセル症例については「APACインビザライン価格設定および取引条件(日本国版)」(以下、「取引条件」といいます。)に記載されたキャンセル料が発生します。

記載される価格はすべて1症例に対する価格です。価格は全て税抜表示価格であり、出荷日における法定税率に基づく消費税が別途かかります。

※「提出」の定義は以下のとおりです

以下3点の提出物がオンラインまたは輸送により送付され、かかる提出物の受領がインビザライン・ジャパン、米国 Align Technology, Inc.(以下「アライン社」といいます)、及び両者の関連会社(以下、これらの会社を総称して、「アライン・グループ」といいます)にて確認されていることを意味します。

- 送信済み処方書
- 口腔内および顔面写真
- 上下の全顎印象(PVS等)

処方書のみがオンライン送信され、その他の患者記録がアライン・グループに送付されていない症例、または症例提出ボックスの内容に漏れがある場合には症例受理とはみなされません。

インビザライン・システム 新規ドクタープログラム同意条件

適用対象症例の価格は、治療オプションガイドをご確認ください。価格はインビザライン・ジャパンの単独の裁量により変更される場合があります。よって、治療オプションガイドに記載される価格が、本同意条件の期間において有効であることを示すものではありません。最新の価格については、インビザライン・ドクターサイト(IDS)に掲載される価格をご確認ください。<https://resources.invisalign.com/apac/jp-ja/Pages/Info.aspx> 価格はすべて税抜表示価格であり、手数料および出荷日における法定税率に基づく消費税が別途かかります。

追加取引規約

1) 一定の制限が適用されます。1) 本プログラムを、その他のインビザライン・ディスカウント プログラムまたはサービスと併用することはできません。2) 大学またはその他研究機関に所属するドクターは適用対象外となります。3) 日本国内に在住のインビザライン・ドクターにのみ適用されます。

2) インビザライン・ジャパンはいかなる時点でも単独の裁量により、本同意条件を終了する権利、本プログラムの一部またはすべてを終了する権利、またはプログラムへの参加申し込みを終了する権利、プログラムへの参加を拒否する権利を有し、その場合には、本同意条件に基づく割引は適用されないものとします。

3) アライン・グループと良好な信頼関係にあり(インビザライン・ジャパンによる単独の裁量によって判断)、アライン・グループの方針に準拠するインビザライン・ドクターのみ、本プログラムへの参加資格を有します。参加資格の有無についてはアライン社独自の裁量によって判断されます。

4) インビザライン・ジャパンはいかなる時点でも、単独の裁量により治療オプションおよび/または製品を追加または削除できるものとします。

5) 導入コースを修了したインビザライン・ドクターのみ、本プログラムに参加する資格を有します。

6) インビザライン・ジャパンへの事前通知の有無に関わらず、導入コースの修了が認められない場合には、本プログラムへの参加が不適格であるとみなされます。

7) クリンチェック治療計画の承認後にキャンセルされた適用対象症例は、本プログラムにおいて割引対象である6症例のうちの1症例の実績としてカウントされます。提出した症例がクリンチェック治療計画の承認前、かつ、プログラムの有効期間が終了する前にキャンセルされた場合は、症例の実績としてカウントされず、また、割引の対象症例としてもカウントされません。

8) インビザライン・ドクターは、自身の患者に関する症例のみを提出できます。他の歯科医師に対する本プログラムの適用対象とされる症例の移譲、または他の歯科医師による症例を自身の症例として提出することはできません。プログラム有効期間終了後に提出またはクリンチェック治療計画が承認された症例は、割引の適用の対象外とみなされ、取引条件に基づいて通常適用される標準価格に基づいて請求が行われます。

9) 本プログラムに基づく取引に関しては、取引条件に定める条件が適用されます。取引条件は以下のサイト(インビザライン・ドクターサイト)から参照できます。<https://resources.invisalign.com/apac/jp-ja/Pages/Info.aspx>

10) 本同意条件は、日本法を準拠法とし、これに基づいて解釈されるものとします。本同意条件に関連する紛争は、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

11) 本プログラムに記載される内容はインビザライン・ジャパンの機密情報であり、保護される必要があります。インビザライン・ドクターは、インビザライン・ジャパンの書面による同意を得ずに、本同意条件および本同意条件に基づく条件を第三者へ開示しないものとします。アライン・グループの知的財産はアライン・グループに属するものであり、インビザライン・ドクター及びいかなる第三者に対してもいかなるライセンスを与えるものではありません。アライン社によって作成または配布される本プログラムに関連するすべての資料はアライン社によって保有され、アライン社の書面の承認を得ずに複製、本プログラム全体またはその一部の録音、出版または配布できないものとします。インビザライン・ジャパン又はアライン社に対する違法行為が行われた場合は、法的措置を講じることがあります。

12) 本同意条件に定める事項は法律により禁じられている場合には適用されません。

該当するWebページの同意またはそれに相当するボタンをクリックすることにより、導入コース申込条件の申込人および新規ドクタープログラム同意条件のインビザライン・ドクターは、以上の条項への同意を表明するものとします。